



平成 31 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A i m i n g  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 椎 葉 忠 志  
(コード番号：3911 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 グ ル ー プ  
ゼネラルマネージャー 渡 瀬 浩 行  
( TEL. 03-5333-8424)

### 新株予約権（有償ストックオプション）の消滅及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 29 日に「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」で開示し、当社の取締役及び従業員に対して、発行した新株予約権のすべてが消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

##### <第 6 回新株予約権>

(1) 取締役会決議日	平成 28 年 7 月 28 日
(2) 新株予約権の権利行使期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 8 月 16 日
(3) 新株予約権の割当対象者	当社の取締役及び従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	1 株当たり 447 円
(5) 発行した新株予約権の数	10,000 個
(6) 消滅後の新株予約権の数	0 個

#### 2. 新株予約権の消滅の理由

当社が発行した上記新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、この①に抵触するため、当該新株予約権の全てが消滅するものであります。

##### <新株予約権の行使の条件>

##### 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成 29 年 12 月期または平成 30 年 12 月期のいずれかの期における営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌日 1 日から行使することができる。

- (a) 営業利益が 1,200 百万円を超過した場合 行使可能割合：10%
- (b) 営業利益が 2,600 百万円を超過した場合 行使可能割合：30%
- (c) 営業利益が 4,000 百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 3. 新株予約権の消滅日

平成31年3月27日

### 4. 特別利益の内容

上記新株予約権の消滅により、平成31年12月期第1四半期において特別利益12,688千円を計上する予定であります。

### 5. 今後の見通し

平成31年12月期業績への影響は軽微であります。

以上